

新たな住宅・建築物の脱炭素化促進制度（案）について 市民の皆様のご意見を募集します！

住宅・建築物の更なる脱炭素化推進のため、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下、「建築物省エネ法」）」の改正を契機に、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進及び省エネルギー性能の向上を総合的に実施する制度を創設します。

つきましては、新たな住宅・建築物脱炭素化促進制度（案）について、市民の皆様の御意見を募集します。

1 制度の概要

建築物省エネ法の改正を契機に、住宅・建築物の脱炭素化に向けて、次の取組を実施します。

- (1) 市域全体を再エネ設備の促進区域とする「促進計画*」の策定
 - (2) 再エネ設備の導入効果及び省エネ性能向上について、建築士が説明する制度の創設
 - (3) 市内で一定数以上の住宅を設計する建築士事務所に対し、説明結果を市に報告する制度の創設
- ※促進計画とは、建築物省エネ法第67条の2第1項に基づく、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画になります。

<横浜市ホームページ URL>

令和6年1月15日（月）10:00よりHP上で公開します。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/kankyo-shoene/setsumeii/ikenbosyuu.html>



2 意見募集の概要

【募集期間】令和6年1月15日（月）から令和6年2月14日（水）まで ※必着

【意見書の提出方法】次のいずれかの方法で提出してください。

①郵送：〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地10市庁舎25階 横浜市建築局建築企画課環境担当

②電子メール：kc-casbee@city.yokohama.jp

③FAX：045-550-3513

④電子申請・届出サービス：次のURLまたは二次元コードから入力ください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/4e0bc888-4b30-4601-99d0-dc9410ad2f11/start>

※上記①から③までの提出の場合、様式は問いませんが、参考様式は上記横浜市ホームページに公開します。



【資料の入手方法】

制度案の閲覧・配布は、区役所広報相談係、市民情報センター及び建築局建築企画課で行います。また、横浜市ホームページでもご覧いただけます。

3 今後の予定

令和6年5月 市民意見募集の結果公表（予定）

お問合せ先

| | | | |
|-----------------|------------------|-------|------------------|
| 制度全般（住宅の省エネを除く） | 建築局建築企画課建築環境担当課長 | 對馬 まり | Tel 045-671-4524 |
| 住宅の省エネについて | 建築局住宅政策課長 | 小林 和広 | Tel 045-671-2917 |